

## 総合評価方式一般競争入札説明書（郵便入札）

神栖市の 2市道8-1317号線外1路線舗装新設工事 に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 2年 8月21日

2 担当部局

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市企画部契約管財課（契約担当） 電話0299-90-1130

都市整備部道路整備課（工事担当） 電話0299-90-1151

3 総合評価による評価値の算出基準

(1) 評価値の算出方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} / \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格} \end{aligned}$$

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100点, 評価点 10点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点	
(1) 企業の施工能力	①工事成績	過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。評価の対象とする工事は、平成28年10月1日から平成30年9月30日までに竣工した神栖市発注の130万円以上の土木一式工事とする。	74点以上	2.0点
		70点以上74点未満	1.0点	
		上記以外	0点	
	②同種工事の施工実績	排水構造物工を含む道路改良舗装工事を元請けとして施工した実績により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）  評価の対象とする工事は、直前10年度間（入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする	530m以上の排水構造物工を含む道路改良舗装工事の実績有り	2.0点
			50m以上530m未満の排水構造物工を含む道路改良舗装工事の実績有り	1.0点
			実績なし	0点

(2) 配置技術者の能力	①同種工事の施工実績	排水構造物工を含む道路改良舗装工事を元請けとして受注し、主任技術者又は監理技術者として施工した実績により評価する。(共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上)  評価の対象とする工事は、直前10年度間(入札日の属する年度を除く直前10年度間をいう。)に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする	530m以上の排水構造物工を含む道路改良舗装工事の経験有り	1.0点
			50m以上530m未満の排水構造物工を含む道路改良舗装工事の経験有り	0.5点
			経験なし	0点
	②若手技術者の育成	建設業界における若手技術者不足対策として、配置について評価する。	入札公告日現在における配置予定技術者が満年齢35歳未満の者	1.0点
			上記以外	0点
(3) 地域貢献・その他	①災害協定締結の有無	入札公告日現在における神栖市と災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。ただし、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことを確認できる場合(協定書の災害対応組織図等に当該業者名の記載がある場合)とする。	協定の締結あり	1.0点
			協定の締結なし	0点
	②男女共同参画社会へ実現の貢献	神栖市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のために国若しくは地方公共団体及び事業主が共同して行う雇用環境の整備を推進することを目的として、就業規則等で男女共同参画に関する規則の有無を評価する。	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している場合	1.0点
			上記以外	0点
	③地域活動(ボランティア)の実績	神栖市内における過去2ヶ年度のボランティア活動の実績の有無で評価する。  評価の対象は、平成30年度及び令和元年度において、いずれも実績のある場合で、神栖市内に所在する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動とする。  また、活動の内容は平成30年度及び令和元年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)により確認できるものに限る。	実績あり	1.0点
			実績なし	0点
④地域内拠点の有無	工事箇所と本店(建設業法に基づく主たる営業所)の所在地に基づき評価する。	神栖市内に本店を有する	1.0点	
		上記以外	0点	
		合 計		10.0点